

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		行政財産の使用許可の取消し
所 管 部 課 係 名		財政部管財契約課管財係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市財産規則第 18 条第 1 項 (使用許可の取消し) 第 18 条 市長は、第 16 条の規定により行政財産の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。 (2) 使用料をその納付期限後 3 月以上経過して、なお納付しないとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、使用許可の条件又はこの規則の規定に違反したとき。 2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。 3 前項の規定により行政財産の使用の許可の取消しが決定されたときは、行政財産使用許可取消通知書を当該取消しの相手方に交付しなければならない。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条文の規定により基準が言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)